

第2章 「京都府地球温暖化対策条例」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の改正について

1 これまでの経過

平成9年12月に京都で開催された締約国会議（COP3*）には、世界各国から多くの関係者が参加し、先進国の温室効果ガス排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた文書が、京都の名を冠した「京都議定書*」として採択されました。

京都府では、平成17年2月の京都議定書の発効を機に、温室効果ガスの排出の量が大幅に削減された社会の実現に向け、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意し、京都府内の温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策を盛り込んだ「京都府地球温暖化対策条例」を平成17年12月に制定しました。

併せて、同年10月に産業、運輸、民生家庭、民生業務の主要4部門別の削減目標及び対策を定めた「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策の総合的な推進を図ってきました。

図1-2 平成9年12月に京都で開催され京都議定書が採択された締約国会議（COP3）の様相



その後、平成23年に同条例を改正し、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者や一定規模以上の建築物の新築等を行う者に対する義務規定を追加しました。

さらに、平成27年4月には、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定し、京都府内のエネルギー供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大、地球温暖化対策の更なる推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指し取組を進めてきました。

その他、平成21年3月には、全国で初めて、**電気自動車（EV）***等の普及促進に特化した条例である「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定し、自動車取得税（現在の自動車取得税環境性能割）及び自動車税（現在の自動車税種別割）の減免規定により、電気自動車等の初期需要拡大を図ってきました。なお、電気自動車等を取りまく環境をみると、車種の増加や、充電インフラ網の整備が進展していることから、普及の初期段階を脱し、本格普及への移行段階にあると考えられます。府では、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、これまでの同条例の施行状況や電気自動車等を取りまく環境を踏まえ、同条例を京都府地球温暖化対策条例に統合し直し、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組の一つとして**電気自動車（EV）**、**プラグインハイブリッド自動車（PHV）***及び**燃料電池自動車（FCV）***の本格普及に向けた

取組を推進していくこととしています。

このように、京都議定書の発効を機とする「京都府地球温暖化対策条例」に加え、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」や「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」といった個別条例等に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策に取り組んできました。

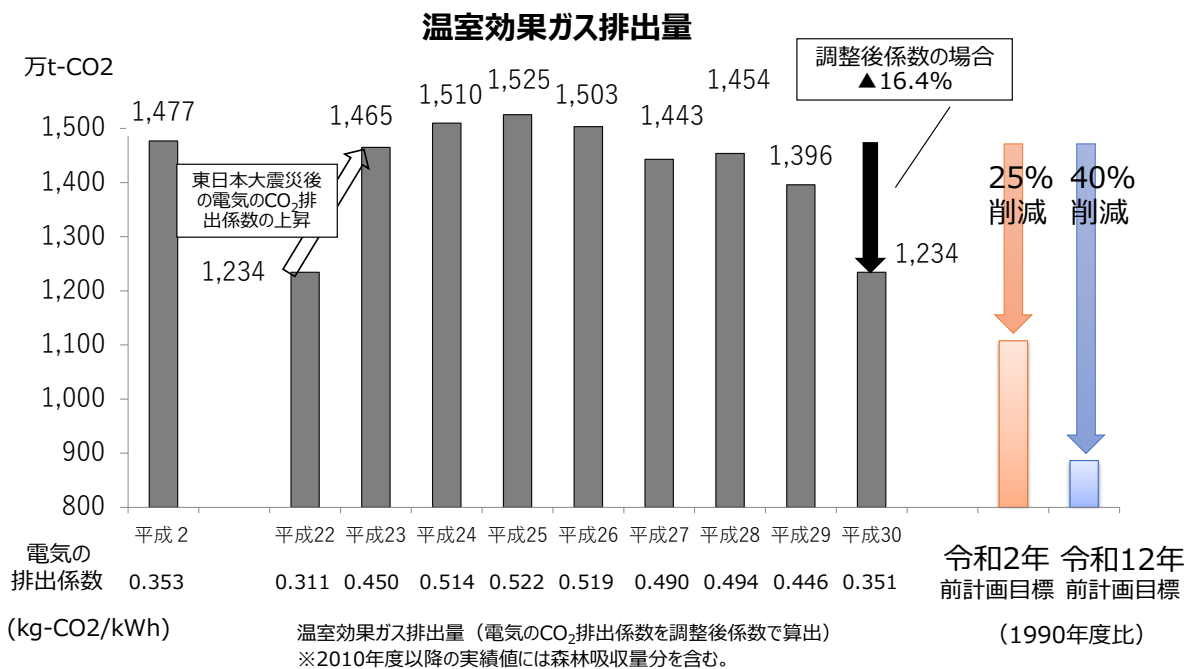
2 京都府内の温室効果ガス排出量

京都府においては、東日本大震災後の火力発電所の稼働増に伴い、電気の排出係数が大きく増加した結果、温室効果ガス排出量は増加しましたが、平成25年度をピークに、温室効果ガス排出量は減少傾向を保っています。

京都府内の平成30年度の温室効果ガス排出量は、約1,234万t-CO₂であり、前推進計画の基準年度である平成2年度に比べて243万t-CO₂削減、16.4%減少、前年度に比べて、161万t-CO₂削減、11.6%の減少となりました。この減少分には、電気の排出係数（調整後）が平成29年：0.446→平成30年：0.351に低下したことが大きな要因となっています。

一方で、前推進計画の基準年度の平成2年度と平成30年度の電気の排出係数が近い値ですが、基準年度に比べて温室効果ガス排出量の削減が大きく進んでいます。また、東日本大震災直前の平成22年と平成30年度を比較すると、平成30年度の電気の排出係数の方が大きかったものの温室効果ガス排出量が概ね同等となっており、平成22年に比べて排出量の削減が進んだものと考えられます。

図1-3 京都府内の温室効果ガス排出量の推移



3 京都府内の再生可能エネルギーの導入量

京都府では、新たな時代のエネルギー社会システムを目指し、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトのもと、家庭、事業者及び地域の各分野で再エネ導入等を推進してきました。

固定価格買取制度*（以下、「FIT制度」という。）の開始により、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大し、府内総電力需要量に対する府内の再エネ設備の発電電力量の割合は、平成26年度の6.5%から、令和元年度には9.4%まで増加しました。ただし、近年はFIT制度の買取価格の低減や適地の減少等の影響により、導入量は伸び悩んでいます。特に、家庭用太陽光発電設備については、図

1-4のとおり、年々増加幅が縮小しており、現在、既存の戸建住宅への導入量は約7%にとどまっています。また、山城地域や南丹地域では住宅への太陽光発電設備の設置率が高く、丹後地域は低い傾向がある等、普及状況には地域差があります。

再エネの電源種別の発電電力量が最も多いのは全体の5割弱を占める水力発電であり、次いで多い太陽光発電と合わせると全体の約9割に達します(図1-5)。他方、風力発電はほとんど導入されていない等、再エネの安定供給の観点からも電源種の偏りが課題といえます。

図1-4 京都府内における家庭用太陽光発電設備の導入件数の推移

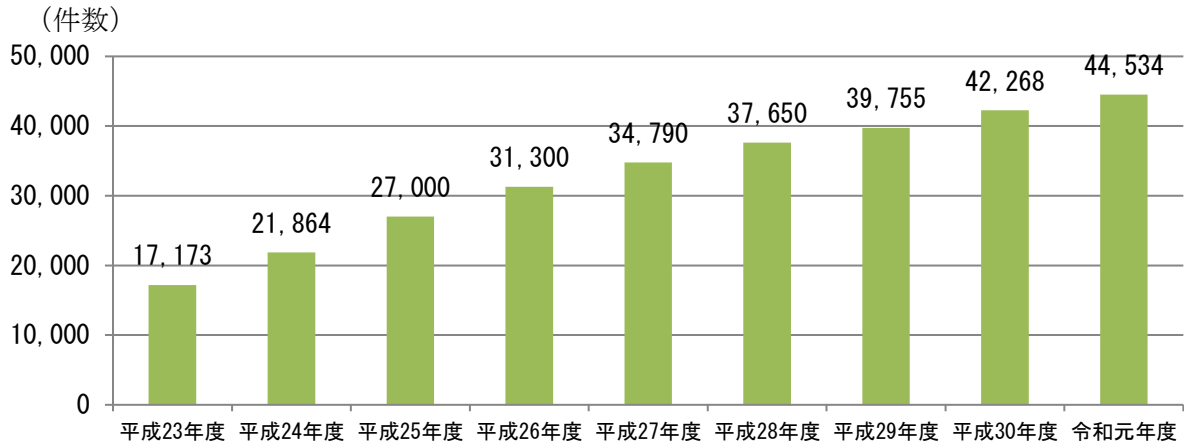
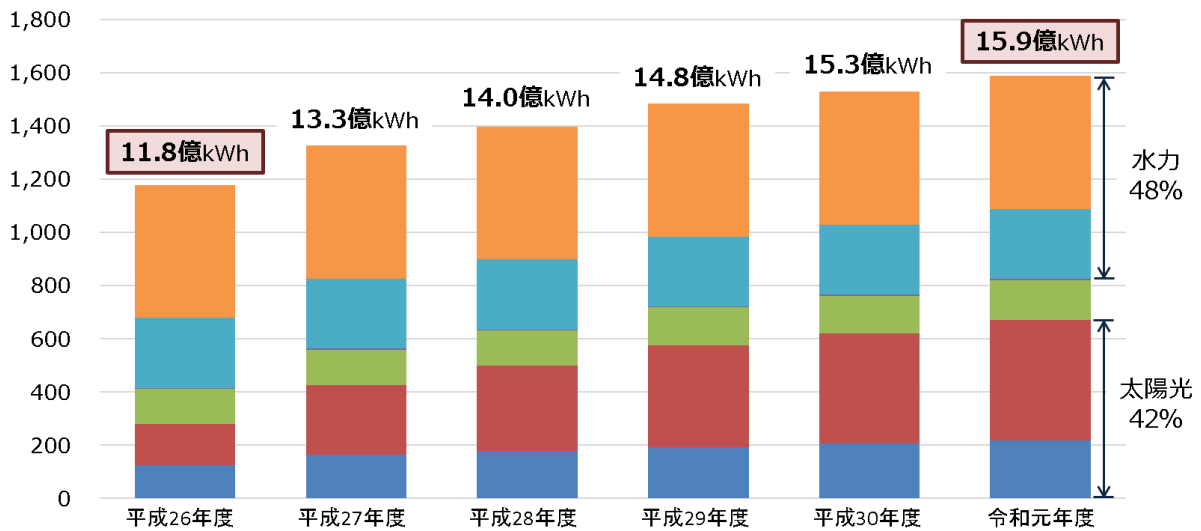


図1-5 京都府内の再エネの導入量(発電量ベース)の推移

(出所) 資源エネルギー庁固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト等をもとに京都府作成
(百万kWh) ■ 太陽光(家庭) ■ 太陽光(業務) ■ バイオマス ■ 風力 ■ 中小水力 ■ 大規模水力



4 社会情勢の変化や条例改正の背景

令和2年に、産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の長期目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けた努力の継続についても言及した「パリ協定」が始動し、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、多くの国々で脱炭素社会の実現に向けた取組が拡大しています。

府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2年2月に、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、在宅勤務やテレワーク、リモート会議、時差出勤等を実施する企業が拡大するとともに、製造、業務、物流等の分野においても、感染防止のための新たな設備導入や業務形態の変化が生じています。今後は、「グリーン・リカバリー」の考え方も踏まえ、従来の経済社会に戻るのではなく、コロナ後の新しい生活様式等の変化を活かしながら、コロナ危機と気候危機への取組を両立し、脱炭素で持続可能な社会の構築を目指すことが求められます。

こうした変化を踏まえ、省エネの取組の加速化、再生可能エネルギーの導入・利用促進の徹底、脱フロン化の推進及び適応策の強化に取り組むべく、令和2年12月に京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正を行いました。

図1-6 知事が「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言した「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式（令和2年2月11日）の様相



5 主な改正概要

(1) 新たな温室効果ガス削減目標の設定

新たな目標として、『2050年度温室効果ガス排出量の実質ゼロ』を目指すことを明記するとともに、『2050年度温室効果ガス排出量の実質ゼロ』を実現するため、当面の目標として、温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比40%以上削減することを規定しました。

(2) 義務規定の強化や新たな規定の創設など

ア 特定事業者に対する施策

(ア) 排出削減の促進に係る施策

京都府では、これまで**特定事業者***に対し、温室効果ガス排出量の削減計画書及び実績報告書の作成・提出を求めるとともに、削減状況を評価する事業者排出量削減計画書制度を運用してきました。同制度の「温室効果ガス排出量の削減目標」について、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の一層の削減を促すため、目標削減率を引き上げました。

(イ) 代替フロンの使用状況等の報告制度の創設

特定フロン*から**代替フロン***への転換が進んだことに伴い、代替フロンは増加しており、平成30年度の温室効果ガス排出量は平成2年度比で約2倍となっています。代替フロンの**地球温暖化係数***は、二酸化炭素の数十倍から一万倍超と高く、強力な温室効果をもたらすことから、代替フロンの削減に向けて取り組む必要があります。

そこで、今回の改正において、特定事業者に対して代替フロンの使用状況等の報告を求め

る届出制度を創設しました。

(ウ) 再生可能エネルギーの導入等に係る報告制度の創設

温室効果ガス排出量が多い特定事業者において、温室効果ガス排出量削減方策の一つとして再生可能エネルギーを選択するように誘導するため、特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設し、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来の電気の調達の加速を促すこととしました。

イ 建築物に係る施策

建築物は再生可能エネルギー導入ポテンシャルがとりわけ高く、また温室効果ガスの排出量に長期にわたり影響を及ぼすことから、新築・増築の時機を捉えて、設計段階から再エネ導入を促進することが有用です。そこで、改正前の条例において、延床面積 2,000 m²以上（増築の場合は、増築部分の延床面積。以下同じ。）の建築物を新築し、又は増築しようとする場合に、再生可能エネルギーの導入や府内産木材等の使用を義務づけてきました。

今回の改正において、特定建築物に対する再生可能エネルギーの導入等に係る規定を強化（導入基準の引上げ、床面積比例制に移行等）するとともに、床面積が 300 m²以上 2,000 m²未満の建築物（準特定建築物）に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化しました。

さらに、建築物の設計者（建築士）は、建築主に対して、当該建築物への導入が可能な再エネ設備の種類や最大導入量等に関する事項など再エネ設備の導入等に係る情報の説明を行うことを義務付ける制度を新たに創設しました。

ウ 府民に関わる施策

府民一人ひとりが主体的に温暖化対策に取り組む社会を目指すため、日常生活における宅配の再配達削減に関する努力義務規定の創設や、日常生活に及ぶ気候変動影響に関する情報収集等に努めることを明記しました。

(3) 電気自動車等の普及促進に係る施策について

府では、運輸部門における温室効果ガス排出量削減を進めるため、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及び燃料電池自動車（FCV）の早期普及を目的として「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定。温暖化対策における個別条例として、EV・PHV・FCVの普及のための取組を進めてきました。同条例に基づく自動車取得税（現在の自動車取得材環境性能割）や自動車税（現在の自動車税種別割）の減免規定はEV・PHV・FCVの呼び水効果としての役割を果たし、これら自動車の普及が着実に進んできました。

EV・PHV・FCVをとりまく環境をみると、車種の増加や、充電インフラ網の整備が進展していることから、普及の初期段階を脱し、本格普及への移行段階にあると考えられます。

府では、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、これまでの同条例の施行状況やEV・PHV・FCVをとりまく環境を踏まえ、同条例を京都府地球温暖化対策条例に統合し直し、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組の一つとしてEV・PHV・FCVの本格普及に向けた取組を推進していくこととしています。

(4) 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加

近年、台風の大規模化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われています。

従来から取り組んできた温室効果ガス削減対策（緩和策）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策」に積極的に取り組むことが求められています。

そこで、今回の改正において、地球温暖化対策条例における気候変動の適応に係る既存規定を

見直すとともに、府による**地域気候変動適応センター***の機能確保など、気候変動への適応策に関して、府・事業者・府民等が取り組むべき事項を明記しました。

図1-7 気候変動の影響を受け、白未熟粒が多発生している京都府北部産のコシヒカリ



6 施策の推進体制

施策の推進に当たっては、府が直接実施すべきものなどを除き、府民や事業者、関係団体の皆様をはじめとする様々な主体と一体となり、オール京都で連携・協働しながら、脱炭素社会の実現に向け、地域における地球温暖化防止の取組を積極的に進めています。